

平成 27 年度第 3 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：平成 28 年 2 月 10 日（水曜日）

10：00～11：25

場所：佐賀県庁新行政棟 4 階 特別会議室 A

1 開会

（山崎副本部長） それでは、定刻になりましたので、平成 27 年度第 3 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催したいと思います。

本日司会を務めさせていただきます、県土づくり本部企画・経営グループ長の山崎です。よろしくお願ひいたします。

山本委員と佐藤委員については、遅れて参加されるとの連絡を受けております。

開会にあたりまして県土づくり本部長の方から御挨拶を申し上げます。

（和泉本部長） 県土づくり本部長の和泉でございます。本日は 3 回目の事業評価監視委員会ということで、お忙しい中御出席していただきましてありがとうございます。

来年度の新規事業について計画しているところでございますが、その新規事業をマニュアルに基づいて評価を行った結果について、御説明させていただきます。公共事業は非常に客観性が求められているのですが、その辺りをきちんと確保するために、マニュアルに沿って数値化しているところです。本日は、代表的な事例について説明させていただき、御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

（山崎副本部長） それでは本日の資料について確認させていただきます。事前に送付させていただきましたが、資料をお持ちでない方がいらっしゃいませんか。それと申し訳ございませんが追加資料を配布していますので、よろしくお願ひします。お手元のマイクの取り扱いについてですが、発言いただく際には正面のボタンを押して発言をお願ひします。それでは、議事の進行につきましては伊藤委員長にお願ひします。

2 議事

（伊藤委員長） 皆さんおはようございます。前回の委員会は、5 年 10 年経った事業を継続していくかどうかということの再評価でしたけれども、今回はまったく土地が決まっている所から土地を買ったり、山の中に何か新しい構造物を作ったりというような新しい事業を始めるにあたりまして、マニュアルにのっとり定量的に評価された結果についての報告となっています。それぞれ専門の立場、いろんな視点から御発言をしていただければと思っております。それでは早速、報告の方を事務局からお願ひします。

（1）平成 28 年度当初予算に係る公共事業新規評価について

（企画・経営グループ 藤副課長） おはようございます。企画・経営グループ副課長の

藤と申します。私の方からは、平成 28 年度の事業化に向けた評価結果について報告させていただきます。資料 1 の前に参考資料の説明を事務局の方からさせていただきたいと思っておりますので、そちらを先に説明いたします。

(事務局) おはようございます。県土づくり本部企画・経営グループの江頭と申します。本日の資料の最後に参考として新規評価の概要についての資料をつけておりますので、まずこちらの説明させていただきたいと思っております。

まず 1 ページ目ですが、現在実施している公共事業評価制度の全体を表したものになっております。本日は、1 番左の新規評価について、平成 28 年度の実施に向けて評価を実施した結果を報告することになっております。

次の 2 ページ目ですけれども、新規評価の流れとなっております。事業の種類ごとに評価マニュアルを作成しておりますので、これに基づきまして、まず現地機関段階での評価を実施しまして、その後本庁の各事業担当課段階の評価、この時点で評価内容の確認や優先度の判断を行い、この事業担当課の評価を経て県土づくり本部内の評価会議で評価内容を決定しまして、事業実施の可否を決定するという流れとなっております。評価を決定した後は、事業実施について適当と判断された事業はさらに優先度とか予算の全体を考慮した予算編成を行いまして、議会の議決をもって予算化が決定することになります。また、新規箇所の評価結果は予算化決定後に県のホームページで公表するというようにしております。

次の 3 ページ目ですが、新規評価の対象事業の分類となっております。新築や改築の整備系の事業と、整備した後の社会資本を維持していくために行う維持系の事業に大きく 2 つ分かれており、整備系の事業につきましては更に役割ごとに広域事業、生活関連事業、産業活性化事業の 3 つに分けております。マニュアルにつきましては、この表にある最小の区分の事業ごとに作成をしているという形になっております。

続いて 4 ページ目は、マニュアルの体系と基準について説明しております。マニュアルの体系の方ですけれども、マニュアルには、位置づけと必要性・効果、実施環境という 3 つの視点がございまして、それぞれの 3 つの視点の中に事業特性に応じた評価指標を書いております。この評価指標のところを点数化しまして、視点ごとに合計点が 100 点となるように配点を行っております。それから、この点数化した結果を、評価基準のところにありますように ABC のランクづけを行います。最後に、この ABC の組み合わせによりまして、判断基準の表にありますようにランクわけをしまして、ランク I や II になる場合は事業を実施する方針、逆に C 評価がひとつでもあれば実施を見送るということになっております。

簡単ですが、このような形でマニュアルを使いまして、事業の箇所ごとに評価調書を作成して評価を実施しております。個別の評価調書につきましては、資料の 3 以降に課別に分けて添付をしております。具体的に見ていただきたいと思いますので、資料の 3 のほうを開いていただきたいと思いますんですが、農山漁村課の整備系事業の評価をまとめたものになっております。表紙を開いていただきますと 1 ページ目が新規評価箇所の検討一覧表になっております。それから 2 ページ目以降、カラーのページが 3 ページ、こちらは新規事業の概

要を説明した資料になっております。カラーの資料が終わった後の8ページ目になります。こちら右上のほうに様式3とあるかと思いますが、こちらの表が個別の評価調書ということになります。このページの真ん中あたりから、先程ご説明しました評価の視点ごとの評価指標とその点数が記載されております。御覧いただいているのは農山漁村課の中山間地域総合整備事業となりますが、ページ真ん中から9ページ10ページと評価の結果が記載されておまして、10ページの真ん中あたりに最終的な結果、事業を実施するのか見送るのかというのが記載されております。

このような形で、その他の課につきましても箇所ごとに評価調書を作成しておりますが、この評価調書の具体的な内容につきましては、本日は代表事例を3つご用意しておりますので、資料に従って個別に説明させていただきたいと思っております。

(企画・経営グループ 藤副課長) それでは資料の方に戻りまして、議題1の平成28年度当初予算に係る公共事業新規評価について御説明させていただきます。資料はインデックスの資料1をお開きください。まず初めに平成28年度予算新規評価箇所数一覧、こちら整備系となっております。これは新たに事業をおこしまして整備を行う内容のものでございます。県庁の課ごとに整理をしております。上は農山漁村課から道路課まで、それと事業名ごとに中山間地域総合整備事業から、下の道路改良まで整理をしております。

まず検討箇所数です。合計の欄を見ていただきたいと思います。全体で131ヶ所ございます。こちらは地元からの要望、砂防事業等につきましては事前の調査で危険箇所と判断された箇所につきまして、まず検討を行っております。その131ヶ所につきまして現地機関であります土木事務所、農林事務所のほうで先程の評価マニュアルに沿って評価を行った箇所数が59ヶ所、全体の約45%がこの段階で事業実施可と判断しているものでございます。その次に事業担当課評価箇所数としまして、県庁の各事業課で評価した数が全体で54ヶ所ございます。その54ヶ所につきまして、県土づくり本部の評価会議の中で評価したものが同じく54ヶ所ございます。この54ヶ所が事業実施可と県土づくり本部の会議の中で判断した箇所数でございます。表の右側の事業費毎の内訳につきましては、各事業の全体事業費について金額の規模別に分布を示したものでございます。1千万以上から5千万未満が22ヶ所41%、5千万以上1億未満が9ヶ所17%、1億以上10億未満が21ヶ所39%、10億以上が2ヶ所4%となっております。こちらが整備系の評価結果でございます。

続きまして1ページめくっていただきまして2ページ目ですけれども、維持系の評価を行った結果でございます。こちらは既に整備を終えた施設等の維持補修等を行うものでございます。こちらも課ごとに農地整備課から道路課、それと事業名ごとに集計をしたものでございます。

まず現地機関評価箇所数が全体で22ヶ所、それから県庁の各事業課で評価した数が同じく22ヶ所、本部の評価会議で評価したものが同じく22ヶ所で、こちら事業費ごとの金額規模別の分布を右側に示しております。こちらの維持系の資料につきましては、資料8にこの22ヶ所についての評価内容等をつけております。

本日は、先程1ページのほうで説明しました整備系の54ヶ所の中から代表地区としまして3事業の評価について個別に説明させていただきたいと思っております。事務局の方から以上でございます。

(伊藤委員長) ありがとうございます。ただ今、来年度予算で新規計画を予定されている事業の項目、数をご説明いただきました。この件に関しまして、委員の皆さま何か質問がありますでしょうか。

私の方から、出来ることかどうかわかりませんが、御検討いただきたいこととして、事業費の内訳で何億円以上何億円未満の件数が書いてありますが、各課に対する総事業費を書くことはできませんか。いわゆる全体の事業費に対して、今回挙がっているそれぞれの事業がどれくらいの金額的な割合を占めるかというのも、一つの評価判断になるかと思えます。各個人のお財布の中身で言えば、1万円持って10円のものを買うのは差し障りないけれども、そこから9千円出すのはどうか、という感覚での物の見方というのは一つあると思いますが。

(企画・経営グループ 藤副課長) 全体の事業費ということですが、各年度ごとに予算編成を行うことから、単年度の事業費としては出せますけれども、全体の総事業費というところの金額規模になります。その中の何%というのはお示しするのが非常に難しいところがございますので、金額ランク別に分けて件数を書くのが適当だろうと判断しておりますが、御意見いただいた分につきましては、持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

(伊藤委員長) 分かりました。

(西村部長) 参考ですが、新規事業については箇所をあまり増やさないという観点から、例えば道路事業でいけば27年度に5ヶ所完了箇所があれば、28年度の新規事業は5ヶ所以内くらいとする大まかな目安は立てているので、この前年度の完了箇所数あたりは参考になるかと思えます。やはり箇所数ばかり増やしても予算がなかなか上がっていかないので、早期に事業効果を出すためには、箇所数を若干抑え気味で新規の対象にしている部分がありますので。

(伊藤委員長) 選択と集中ということですね。国のほうも10年前から比べると、国の直轄の予算ですけれども、新規で3割ぐらい減っていますね。維持系でも2割減らして、皆さんの血税ですので、かなり絞り込んで効果的に投資されているわけです。県の方ももちろん頑張られていると思いますが、そういった総額の金額ベースで、これが非常に効果的に扱われている、いわゆるコストパフォーマンスがいい事業だよということが分かるために、おおざっぱでも結構ですので具体的な金額が分かるといいのではと思えました。

(企画・経営グループ 藤副課長) 事務局の方から補足をさせていただきます。さきほど整備系の調査で最初に全体が 131 箇所あって、現地機関の評価が 59 箇所と約半分弱に減っております。その評価に至らなかった箇所については、資料 3 以降に事業課ごとに整理した資料がありますが、その一番最後の A 3 の折込で、右上に様式 2 という表記がありますが、そちらに評価に至らなかったものの一覧をつけております。至らなかった理由等も記載をしていますので、そちらで御確認をお願いしたいと思います。以上です。

(伊藤委員長) 委員の皆さまいかがでしょうか。特段ないようでしたら後でも結構ですので、先に進めたいと思います。たくさん事業箇所があるのですが、全て今回説明する時間がございませんので、その中から 3 つの事業を抽出していただきまして、それを詳細に説明いただくという形になります。事務局からお願いします。

(2) 新規評価箇所代表事業の説明

【農山漁村課】中山間地域総合整備事業 伊万里東部地区

(山口農山漁村課長) 農山漁村課長の山口でございます。よろしく申し上げます。

中山間地域総合整備事業伊万里東部地区でございます。事業の概要でございます。事業期間は平成 28 年度から 5 ヶ年間、事業費は約 8 億 3 千万円を予定しております。この地区は伊万里市の東部地域、伊万里市大川町、松浦町、南波多町、黒川町地内でございます。

事業の目的は、この地域の農業については水稻、なし、ぶどう、伊万里牛に代表される畜産の経営が行われているところですが、農業用排水路や農道等の老朽化が著しく、農業用水の確保、なしの荷傷みなど、営農に支障をきたしております。また集落内道路の幅員が狭く緊急車両等の通行にも支障をきたしている状況です。このため農業用排水施設や、農道、集落道の整備を行い、農業生産性の向上、生活環境を改善いたしまして、農業農村の活性化を図ることでございます。

なお、西九州自動車道の南波多谷口インターが平成 27 年 2 月に開通いたしまして、観光農園など、都市住民との交流も盛んな地域でございます。

地区の整備に関するテーマを、フルーツと伊万里牛を育む『美・土・里の豊かな郷づくり』としまして、農業生産基盤として農業用排水施設 9.6 k m、農道 0.2 k m、農村生活環境基盤として集落道 2.2 k m、集落排水路 0.4 k m、防火水槽 2 箇所を整備する計画でございます。

現況写真でございます。老朽化し、漏水している用水路や未整備の用水路、幅員の狭い集落道路、路面が破損した農道の状況でございます。

マニュアルにのっとりした評価内容です。評価の視点として先程も全体の説明の中でありました位置づけ、必要性・効果、実施環境の 3 つの視点で評価をしています。

まず位置づけのところでございます。県土づくり本部の基本方針での位置づけや、各種計画との整合、農業生産性の向上、それから定住条件の向上、都市との交流促進の指標で

評価しているところです。

次に必要性・効果の視点です。農業、地域農業、生活環境、就業、都市住民との交流、人口の減少、利便性や快適性、耕作放棄地の状況、施設の状況、他事業との関連の観点からの必要性を評価しているところでございます。それから、費用対効果が1以上必要としていますが、費用対効果は2.8ということで1以上となっております。

次に実施環境でございます。地域住民による計画への参画、それから農家の負担、事業の推進体制、維持管理体制、地権者との調整、それから住民の参画活動、関係機関との事前調整、工法、採択要件、経済性の観点から実施環境を評価しているところでございます。

この3つの視点で100点満点で評価しておりますが、3つの視点とも80点以上ということでIの優先的に事業実施ということになっております。

それから定性評価の自然環境の保全というところでございます。これは点数化はしないものです。農業農村整備事業を実施する際には、環境との調和に配慮することが必要となっております。伊万里市におきましては、田園環境マスタープランというのを事前に作成されておりまして、この田園環境マスタープランの中では、環境創造区域と環境配慮区域、2つに分かれておりますが、当地域は環境配慮区域という区域になっております。この区域には主に施工時の影響を緩和する措置を行う区域ということになっておりまして、当地域には特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていないところでございます。ただ、工事中に確認された場合は関係部局と協議しまして、保護や移植等の対策を講じるということになっております。

次に農業農村整備事業の中で、環境保全のため生態系に配慮した事例を報告しておきます。佐賀市鍋島地区のほ場整備事業の地区で、絶滅危惧種1類種のアリアケスジシマドジョウというのが生息を確認されております。この場合計画段階から、佐賀県公共工事等自然環境保全対策検討会に諮りまして、下の方に絵がありますが、自然木を使用した生息環境の確保という事を計画しまして実施しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

(伊藤委員長) ありがとうございます。それではただ今の事業に関しまして、委員の皆さまから御質問がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、私の方から質問させていただきます。

今、生態系に配慮したほ場整備ということでアリアケスジシマドジョウについての説明がありましたが、このエリアにたくさんいるということですか。

(山口農山漁村課長) この中山間地域の総合整備事業、伊万里東部地区には、配慮すべき希少動植物はおりません。我々が実施しております他の農業農村整備事業の中での事例ということで、鍋島の方でやっている工事についての事例の紹介でございます。

(伊藤委員長) 今回の事業のエリアには特段リストには載っていないにしても、何か珍しい動物がいるということはないのですか？

(山口農山漁村課長) 現在は確認しておりません。

(中村委員) 絶滅危惧種等の動物や植物ですね、今確認されてないとお聴きしたんですが、それはどういうふうに調べられているのでしょうか。

(山口農山漁村課長) 佐賀県のレッドデータブックというのがございまして、そのレッドデータブックは希少動物の生息域を地図に落としてあります。ここの地域にはこのような生き物が生息していますよということがレッドデータブックの中に載っております。それで一応環境局と確認をしているところでございます。ただやはりそれに載っていないような動植物も工事実施段階で出てくる可能性がございますので、工事中に出てきた場合にはその都度対応していくということでございます。

(中村委員) では実際に確認に行つて調査されたわけではなくて、文献で調べられてそこに居るかわからないか判断したということですね。

(山口農山漁村課長) はい。規模の大きい事業になりますと環境影響評価というのが義務化されますが、この事業は義務化されている事業ではございませんのでそういう対応をしております。

(伊藤委員長) 他にどなたかいかがですか。なければ次の案件に移りたいと思います。

【森林整備課】山地治山事業 倉谷地区

(有田森林整備課長) 森林整備課の課長をしております有田と申します。山地治山事業について御説明をいたします。

山地治山事業倉谷地区でございます。事業の概要ですが、工事内容が谷止工1基、事業期間が平成28年度の1年でございます。総事業費は2,700万円です。

次に事業の目的でございますが、森林の維持造成を通じまして、山地で起こる災害から住民の生命・財産を守るとともに、水源かん養や生活環境の保全・形成等を図るものであります。

次に事業の位置図を示しております。施工場所ですが、神崎市役所より8キロ上流にございます神崎市脊振町広滝の倉谷集落の上流部になります。この黄色で示したところが倉谷集落でございます。赤の三角が平成28年度谷止工1基計画箇所でございます。ここに写真を示しております。①番は、築堤位置上流の溪岸の侵食状況でございます。②番が谷止工築堤位置のすぐ上になりますが、不安定な土砂の堆積状況になります。それから③番が既設ダムの満砂状況でございます。右下の④が保全対象の倉谷集落10戸となります。また保全対象として、築堤位置の下の方に市道、倉谷広滝線というものがございます。

次に評価の内容についてご説明致します。

まず位置づけでございますが、一つめが県土づくり本部の基本方針に位置づけられているということで10点としております。それから山地災害発生等の危険度についてでございますが、さきほどお見せしたような荒廃、表土の流出があり、拡大のおそれがあるということで、50点という評価をしております。

それから防災点検ですが、山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸以上ということで40点という評価をしております。

次に必要性・効果ですが、費用対効果は9.54ということで評価を算定しており、60点ということでございます。この評価に使う総便益につきましては、ここに書いておりますが、主には災害防止便益、いわゆる山腹崩壊や土石流によって想定被害額を基に評価をしております。それ以外に水源涵養便益というものがございます。総費用といたしまして、谷止工の事業費、維持管理費を総費用としております。評価期間につきましては、整備期間1年と耐用年数50年ということで評価しております。

次に災害の発生履歴でございます。昭和52年に土砂の流出があっているということで履歴ありという評価をしております。それから危険度判定ですが、溪流の溪床勾配によって評価しております。平均が21%ということで10点と評価しております。福祉・公共施設等の有無については、さきほど説明しましたとおり下流の方に公共施設・市道があるということで10点と評価をしております。なお、被害の想定区域につきましては土石流が発生した場合を想定し、下流2Kmの範囲で被害を想定しております。

次に実施環境ですが、まず一つめ周辺住民の合意については、地元からの要望があるかどうか個人的な要望であるか、その辺の評価でございます。これは区の代表として区の方から要望が出ているということで60点で評価しております。市町の取り組み状況については、神崎市の方で積極的に地元調整等をしていただいているということで40点と評価をしております。

最終的な判断でございますが、(1)位置づけが80点以上ということでA評価、(2)、(3)につきましても80点以上のA評価で、総合評価Iとなり、優先的に事業を実施する地区という事で評価しております。

次に定性評価でございますが、自然環境保全についての評価です。さきほど説明がありましたけれども、こちらにつきましては特別絶滅危惧種とかそういうものについてはありません。その他に、まずこの事業の目的といたしましていわゆる森林の持つ土砂の流出防止や水源かん養など公益的機能の向上を図るということで事業を実施してございまして、治山ダムを設置することにより溪流部の溪岸侵食の防止や溪床の安定を図ることで森林の生育基盤を確保するためにこの事業を進めております。また、この工事のときに治山ダムを設置しますが床掘したあとの埋戻し等については植栽等を行って早期に森林を再生するというを行います。また当然でございますが、資材等の搬入路には必要最低限の掘削を行って、工事が終われば基本的には原型復旧を行い、植栽を行うということにしております。工事中は下流の方に汚れた水が流れないように十分な水替えを実施し、環境への負荷の低減に努めております。

これは参考事例ですが、工事終わった直後でございます。上の写真では、治山ダムを設置し、埋め戻した部分については植栽をしてなるべく早く森林に戻すということに努めております。それから下の写真ですが、資材搬入道路を使うときはコンクリートを打って、そのあと植栽をして復旧するという原則そのように進めております。

以上でございます。

(伊藤委員長) 御説明ありがとうございました。神埼に作る新しい治山ダム、土石流を防ぐダムを作るということですが、土石流といえば、一昨年広島の大規模な災害になり76名の方が亡くなられたことは忘れてはならないことです。こちらの方も下流の方に10戸以上住民の方が住んでおられるということで、かなり要望も強い事業です。この案件に関して御意見、御質問をお願いします。

(鳥井委員) おはようございます。お尋ねですが、費用対効果が非常に高く9.6となっていて、過去の災害履歴が昭和52年と表記されていますが、なぜこれだけ費用対効果が高い事業なのに、これまで約37~38年間新規事業として公共事業にのってこなかったのか、なぜ40年近くもしなかったのか不思議なので教えて下さい。

(有田森林整備課長) 赤の三角の下に既設の治山ダムがございまして、茶色の三角ですが、52年に土砂が流れ出したときにその対策工事を行っているところです。その後、この谷につきましては長い年月がかかって現在のような状況になったということです。今回は、地元から要望があったということで新規評価にかけたところです。

(鳥井委員) ありがとうございます。では、もう一つ質問ですが2kmほど下流の方まで災害が及ぶとおっしゃっていましたが、戸数としては10戸ということですが被害を受ける人の数はどのくらいを想定されていますか。9.6というのはいかほどの費用対効果があるということなので、どのくらいの戸数と人を助けることが出来ると想定されていますか。

(有田森林整備課長) 国庫補助の要件として保全対象となる人家10戸以上となっております。それをみるとどこまでとるかについては、2kmまでみてよいということに事業採択上なっています。それでこのダムを設置しなかった場合にどれくらいの被害が出るかという、人家10戸と市道ということで、費用対効果を出しています。何人というのは出しておりません。

(鳥井委員) では2kmの中に10戸あると捉えていただいいですか。

(伊藤委員長) 予算を申請する時に10戸で計算するのがミニマムの考え方で、おそらく実際に土石流が起こったら、地図上に住宅が密集して20~30戸以上あるのが見えますから、10戸の被害ではすまないと思います。そこまでの金額をきちんとだしたら9.54どころで

ないことは間違いありません。最低でも 10 戸ということだと思います。

(鳥井委員) そういう捉え方ですね。写真のイメージだけでは、そこに 10 軒あるのかと思いましたので。分かりました。ありがとうございました。

(牟田委員) この事業は単年度なのかというのと、砂防ダムというのは単年度で 2,700 万円で作ることができるものなのかをお願いします。

(有田森林整備課長) 平成 28 年度単年度でやるという計画です。2,700 万円で作る治山ダムです。

(伊藤委員長) ここは結構上流でそんなに大きくないですね。最後の環境保全についての説明で見せていただいたダムは、砂防ダムという高さ 5.5m のダム扱いの大きさで、それはおそらく 1 年では出来ないもので、2、3 年かかると思います。他にいかがでしょうか。

(亀山委員) 便益のところですが、31 ページでは便益の算出の根拠が出ていますが、治山事業については言葉でぼやっと書かれています。数式で書いてもらえると考えやすいので、出来れば交通のように式等を書いてもらいたいと思いますが、技術的に難しいのでしょうか。

(有田森林整備課長) 項目的にどういうもので算定しているかということをもう少し書くということですね。それは出来ると思います。ちなみに災害防止便益につきましては、人家が 10 戸ということで建物が被害を受けたと想定して建物の被害額、それから建物の中にある家庭用品の被害額、市道の復旧額で想定被害額を算定しています。

(伊藤委員長) おそらく、短い時間では全て数式で根拠をお示しいただくのは難しいと思いますので、こういった文献なのかとか、国交省のマニュアルであるとか、どこかで確認できる方法があれば、後からでも実際に調べることが出来ると思います。交通計画、新規道路計画はわりとメジャーで調べることが出来ますが、こういう治山の事業の計算マニュアルについても国交省はオープンにしていますか？

(有田森林整備課長) これは林野庁から出された評価要領に基づいております。

(伊藤委員長) 委員の方の御要望があればお見せいただけるということですね。分かりました。もしかすると亀山委員がきちんとチェックしていただけるかもしれませんので。

(陣内委員) その費用に関してですが、B (総便益) のところを 2 つに分けてあります

が、大まかな金額はでないのですか。要はどちらが多いのですか。

(有田森林整備課長) 災害防止便益ですね。

(陣内委員) 2,700 万円で費用対効果 9.54 というと、総便益は 2 億数千万ですよ。

(有田森林整備課長) 災害防止便益の方は約 2 億 4,500 万、それから水源涵養は 450 万、500 万。それぐらいでございます。

(陣内委員) それを言っていただきますと大分納得できます。

(伊藤委員長) その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日最後の案件でございます。よろしくお願いいたします。

【道路課】道路改良事業（一般国道 208 号 佐賀道路）

(永石道路課長) 道路課長の永石です。よろしくお願いいたします。一般国道 208 号佐賀道路ということで、これは佐賀唐津道路のうち県で整備する区間となります。事業期間は平成 28 年度から平成 38 年度を予定しています。総事業費は 367 億 7 千万円となっております。

事業の目的としましては、県では広域幹線道路ネットワークを形成する佐賀唐津道路、有明海沿岸道路、西九州自動車道、国道 498 号の整備を重点的に進めているところです。このうち佐賀唐津道路の一部である佐賀道路を整備することによりまして、佐賀市と唐津市間の時間短縮、定時性の確保、その他災害発生時の避難、救急などに資するということでございます。あわせて、現在の一般国道 208 号は大川の方から来て南佐賀自動車学校から南部バイパス、南部バイパスから国道 34 号医大入り口交差点までの区間が 4 車線ありますが、この区間が県の管理道路となっております。その部分のバイパス的機能を果たすということで計画をしております。

次に事業概要ですが、右側の図面に（仮）佐賀ジャンクションとあります。現在、有明海沿岸道路が嘉瀬南インターチェンジから芦刈インターチェンジまで開通しておりますが、今後、嘉瀬南インターチェンジから東の大川方面に向かって、有明海沿岸道路を進めていくと考えておりまして、それと交差する位置が（仮）佐賀ジャンクションになります。

この（仮）佐賀ジャンクションから北側に多久方面に向かっていく道路で、この区間には国道 207 号と交差する位置に（仮）嘉瀬インターチェンジ、その北側に市道がありますが、その位置に（仮）嘉瀬北インターチェンジ、それと鉄道を越えていきまして、国道 34 号と交差する位置に（仮）鍋島インターチェンジを計画しております。

全長は 4.2 キロ、完成形としては 4 車線の道路で計画しており、暫定的に早期供用を図るため、まずは 2 車線ずつつくっていくことで計画しております。

先程の図面の航空写真ですが、1番が南の方を見た写真で、この（仮）佐賀ジャンクションが有明海沿岸道路と交差する位置となります。それから（仮）嘉瀬インターチェンジ、これは国道207号と交差するところです。次の2番の写真が北に上ったところで、市道と交差する（仮）嘉瀬北インターチェンジです。それと3番が国道34号と交差します（仮）鍋島インターチェンジになっています。

新規評価マニュアルに基づく評価内容ですが、まず、位置づけとしては県土づくり本部の基本方針に合致しているということで10点。中長期道路整備計画を立てておりますが、それに位置づけられた道路ということで50点。緊急輸送道路、観光ルート、大型プロジェクトに資するという点で40点。合計100点中100点ということになっています。

次が必要性・効果の項目でございますが、費用対効果B/Cにつきましては、Bのベネフィットが418億円、Cのコストが288億円で、費用対効果は1.5となっております。このため60点中40点という評価となっております。

交通混雑の項目ですが、混雑度というのは、道路が通し得る容量に対する実際に現在通っている交通量で、1を超えますと、その容量を超えているということになっております。国道208号の混雑度は1.22で、混雑している状況になっております。このため20点中10点でございます。

次の道路構造令との整合ですが、現在の一般国道208号は4車線ですが、全体的な幅員が狭くなっております。このため道路構造からは逸脱して危険であるということで、20点中20点という配点になっております。

これらを合わせまして、100点中70点で評価はBとなっております。

次に実施環境ですが、期成会・協議会の状況は、地元で立ち上げられておまして、国や県に対して要望活動を積極的に行っているため、60点中60点という配点です。それと沿線住民の合意状況は、概ね地元の同意が得られているので40点中30点配点です。トータル100点中90点でA評価になっています。

この結果、位置づけA、必要性・効果B、実施環境Aとなり、総合評価はIの優先事業と評価しています。

次に定性評価関係ですが、この大規模な事業につきましては、環境影響評価を実施しています。環境影響評価では、大気質、騒音、振動、動物、植物、生態系などの14項目について評価を行っているところでございます。ここに書いている自然環境保全ですが、できる限り市街地・集落の通過を回避するとともに、市街地にもなるべく近づけたほうが利便性も高いということで、その両方を勘案してルートを決めていること、それと自然環境の改変量をなるべく少なくするようなルートをとっていくことです。

また、橋梁やボックスカルバートを設置することにより、動物が移動できる配慮を行っていくということです。また、一部生育環境が保全されない可能性がある植物につきましては、移植又は播種を行っていくこととしております。また、河川及びクリークの工事においては仮締め切りを実施して、直接流水と接しないことでクリークの水を汚さないという配慮をしています。また、工事で発生した濁水、アルカリ排水については処理を行って、適切に措置していくこととしております。

その他ということで考えているのが、環境影響評価を実施しておりますが、工事中や事後に予測できないことが発生すると思っております。この場合には適切に事後調査を実施してフォローしていくことにしています。

事例ですが、生育環境が保全されない又は保全されない可能性のある植物で、サデグサ、ヒメコウホネ、バイカイカリソウがあると考えておりますが、それらはしっかり移植や播種を行っていきたいと考えています。また、下の写真はアルカリ排水や濁水などの処理で、中和処理を行った後に排水を行うことで、これらは現在、有明海沿岸道路、佐賀福富道路でも行っていることで、引き続きこうした配慮を行っていきたいと考えております。説明は以上です。

(伊藤委員長) どうもありがとうございました。これは有明海沿岸道路から南北に伸びる道で、将来的には九州道、いわゆるネクスコの高速道路と繋がって、更に北に伸びるということですね。前回の委員会で有明海沿岸道路の一部が開通しただけで、佐賀空港の客数が増えたとの説明がありました。これが繋がれば、更に色んな人や物がネットワークに繋がりますし、活性化に繋がると思っております。それでは委員の皆さまから御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(猪八重委員) B/Cのところでは伺いたいのですが、1.5という御説明でしたが、もう少し細かく見ると1.45くらいになると思います。前の事例の2件は小数点2桁まで出ているのですが、これは1.5と1桁で切っております。1.5以上でしたら40点ですが、1.5未満だと20点とずいぶん評価が変わってしまうようですが、この事例では小数点1桁で算定して、他は2桁まで算定するという根拠を教えてくださいたいです。

(永石道路課長) この指標の配点基準は、1.0から1.5未満だと20点で、1.5から2.0未満は40点となっております。基準としては小数点1桁での項目分けとなっておりますので、そこで点数をつけたということです。

(猪八重委員) 基本的には2桁のところでは四捨五入して、1桁でどの事業も見ているということでよろしいでしょうか。

(永石道路課長) そういうことになります。

(陣内委員) 総事業費と総費用は違うのですか。

(永石道路課長) 総費用というのは、作る費用と今後50年間の維持管理費用を含めたもので、総事業費はこの道路を整備するために要する用地買収費とか工事費とかそういう費用となります。

(陣内委員) お尋ねしたいのは、最初のページは総事業費 367 億ですよ？

(永石道路課長) 現在価値になると、将来的な費用を現在の価値に換算する式があり、それで割り戻しています。

(陣内委員) そういう計算式で許されているわけですね。

(永石道路課長) 割り戻し率が決まっており、それで割り戻して現在価値に換算して B/C を出すようになっています。

(伊藤委員長) これも国のルールで、インフレ率を考慮して割り戻すというやり方があります。

(陣内委員) それから図面上分かりませんが、例えば国道 207 号と横切るところは結果的に高架になるのですか。

(永石道路課長) この道路につきましては、自動車専用道路の地域高規格道路で、平面交差せずに全部高架構造でいきます。

(陣内委員) 随分昔から、この道路をつくる話がありましたよね。それがやっと計画として上がってきたと考えてよろしいですか。

(永石道路課長) はい。この事業については、平成 16、17 年頃からやっていましたが、地元の方から色々な御意見を聞きながらルートなどを決めるという、そういう手続きをずっと踏んできておりまして、時間的には長くかかっています。

(伊藤委員長) よろしいでしょうか。どなたか。お願いいたします。

(中村委員) 質問ですが嘉瀬町内に 2 つのインターチェンジがありますが、これはわりと短い区間にあるという印象があるのですが、何か根拠があってここに 2 つ作るということになったのでしょうか。

(永石道路課長) ここは佐賀市内へ流入していくインターチェンジになってくると思います。国道 34 号の(仮)鍋島インターチェンジは当然出来ます。それと国道 207 号の(仮)嘉瀬インターですね、ここに出来るわけですが、ここに(仮)嘉瀬インターチェンジだけを設置してしまうと、国道 207 号に降りる車が非常に多くなって周辺が渋滞してしまうおそれが非常に高いこと、それと、現在、マリトピア前の市道が佐賀市内への流入の道路として活用されておりまして、そこの利便性からも(仮)嘉瀬北インターチェンジを設置し

たほうが良いということになりました。確かにインターチェンジ間の距離が短くて費用的にも高くなるのですが、将来的に利便性を考えるとこれがベストだということで計画しております。

(陣内委員) もう1点、(仮)嘉瀬インターチェンジの位置についてですが、計画された時はそうでもなかったかもしれませんが、好生館ができた後、好生館から上がってきた207号との交差点はものすごく混んでいますよね。

(西村部長) 扇町交差点ですね。

(陣内委員) そうです。ここに(仮)嘉瀬インターチェンジが入ってくると更に混むのではないかという気がしますが。

(西村部長) その時は、有明海沿岸道路が南の方に出来ますので、そこで降りるのが集中するわけではなく、(仮)佐賀ジャンクションと右下に書いてありますが、この部分を通して更に南や東の方に行けるようになります。今は有明海沿岸道路が嘉瀬南インターチェンジまでしか出来ていないので、ここでみんな降りて、県病院の前を通過して、扇町交差点経由で市内に流入するので非常に混雑しているという状況です。この佐賀道路を整備すれば、3つのインターチェンジを作るので市内に流入する交通が分散されることで、更に多久の方面から来た交通が嘉瀬のインターチェンジで降りずにもう少し南に下れば有明海沿岸道路に(仮)東与賀インターチェンジがありまして、そちらからも市内に行けるようになりますので、かなり分散されてくるのではと思います。今は嘉瀬南インターチェンジに来ている交通が県病院前を通過するというのですが、そういった意味でも、早く佐賀道路を整備したいと思っております。

(伊藤委員長) ちょうど今、赤で示されたルートには大学の付属病院と県病院が繋がっています。ここは将来災害が起こった場合は、緊急輸送路として大いに活躍しないといけない道となります。そうしますと、色んなところに車を分散させて、インターチェンジ周りが渋滞しないような配慮がぜひとも必要だと思いますね。

(山本委員) 有明海沿岸道路というのは将来有料道路化されないのですか。それでは、佐賀道路も一般国道となっているので、いわゆる一般の国道を高架でつなげるということですか。

(永石道路課長) そうですね、国道208号のバイパスで、自動車専用道路で、位置づけとしては地域高規格道路になっております。将来も無料の道路です。

(山本委員) そうすると、暫定的に2車線での対応だと思いますが、やはり混みません

か。

(永石道路課長) 4車線化については、まずは早く供用させて、その交通状況を見ながらということで考えております。

(山本委員) あともう1つですが、今、地図では鍋島のインターチェンジまでになっていますが、上の方はまだ、多久まで繋げるという計画が上がっていないのですか。

(永石道路課長) 多久まで15キロあります。この間について、多久佐賀間ということで都市計画決定と環境影響評価の調査を一連で15キロ区間行っております。多久側の5キロにつきましては多久佐賀道路I期ということで、国で事業化となっております。それと南側の4キロ区間が県で事業をするということが決まっております。真ん中の区間については、今後事業化に向けて調整を図っていくことになっています。県としては、直轄管理の国道203号、そのバイパスという捉え方をしていますので、是非国で事業を行ってくださいという要望を行っています。

(伊藤委員長) よろしいでしょうか。

本日は、3件の新規事業を御説明いただきましたが、金額的には300億を超えるようなものから2千万規模のものまでありました。我々の血税ですから、1円たりとも無駄にしたいとは思いませんが、かなり格差のある内容で、いずれにしても非常に金額幅のあるものに対して、我々の意見、要望というのを会議の場で意見交換できるということが重要だと考えております。

他に特別ありませんでしたら事務局の方にお返しいたします。

3 閉会

(山崎副本部長) どうもありがとうございました。委員長におかれましては進行していただきまして、更に委員の皆さまには御協力いただきましてありがとうございました。色々御意見いただきました点については、検討できるものは整理していきたいと思っております。最後に、事務局の方から今後のスケジュールについて説明させていただきます。

(事務局) 県土づくり本部企画・経営グループの北島と申します。事務局より今後の委員会の予定についてご説明させていただきます。事業評価につきましては、今回説明いたしました新規評価、それと前回の会議で行いました再評価、それと事業の完了後に行います事後評価と3つがございまして、事後評価については現在、関係課に対して事業完了後概ね5年を経過した地区を対象に調査の実施依頼をしているところです。事後評価につきましては、事業の実施後の状況につきまして効果の発現状況や環境への影響、あるいは内容について改善の措置が必要かどうかについて評価を行うこととしています。事後評価の

結果、事業効果が適切に発揮されていると判断され、見直しの必要が無いと判断された場合はこの委員会に対して評価結果の報告を行うことになり、この報告については来年度開催の委員会で報告するという形になります。

しかしながら、事後評価の結果、何らかの見直しが必要であると判断された場合は、今年度中に委員会へ諮問することになります。今作業中ですが、仮に事業評価の諮問を行うという形になりますと、改めて本年度内の会議につきまして日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

一応今後の予定ということでご説明させていただきました。以上です。

(山崎副本部長) 今後日程調整などで御迷惑をおかけすると思いますが、よろしくお願いたします。それでは、これもちまして平成27年度第3回公共事業評価監視委員会を終了いたします。本日は本当にありがとうございました。